

神原中学校 生活心得

校内生活のきまり

1 生活時間

- (1) 8時10分までに登校し、出席確認を8時15分に行う。部活動に参加する生徒の下校時刻については部活動規定に定める時刻とする。
- (2) 登校した後は放課後まで原則として校外に出ないこと。やむを得ない場合は先生の許可を得ること。
- (3) 欠席、遅刻等は保護者を通じて学校に連絡をすること。

2 服装規定

- (1) 学習時の服装は学校指定の制服とする。体温調節のために、長袖体操服(ジャージ)を着用してもよい。
- (2) 制服を着用する際は名札を付ける。
- (3) 登校時の服装は学校指定の制服とするが、6～9月は体操服での登校を認める。ただし、8時10分までには着替えを完了しておくこと。
- (4) 靴下は目立たない色(白・黒・紺など)のものとする。ワンポイントやスニーカーソックスは可とする。
- (5) 下足は運動に適したものとする。記名すること。
- (6) 上靴は白を基調としたものとする。記名すること。体育館での活動は体育館シューズにはきかえる。
- (7) 夏服の下は派手でない色(白・灰・黒など)のものとする(ワンポイント可)。
- (8) カバンは学習道具を入れるのに適したものであること。
- (9) 休日(長期休業を含む)や放課後に登校する際は、制服または体操服を着用すること。

【 制 服 】

(ア) 冬 季

① 学生服

- ・標準学生服 上下(標準学生服参照)

② セーラー服

- ・紺のセーラー服、紺のスカート、ネクタイ(紺)白線2本
- ・制服の上にカーディガン(無地の黒・紺・グレー)を着用してもよい

③ ブレザー

- ・学校指定のブレザー・スラックス・スカート・長袖ポロシャツ(白・紺)
- ・ネクタイ・リボンを着用する(※5～10月は着用しなくてもよい)。

(イ) 夏 季

① 学生服

- ・白の開襟シャツまたはカッターシャツ、学生ズボン(標準学生服参照)

② セーラー服

- ・白のセーラー服、紺のスカート、ネクタイ(紺)白線2本

③ ブレザー

- ・学校指定のブレザー・スラックス・スカート・半袖ポロシャツ(白・紺)
- ・ネクタイ・リボンを着用する(※5～10月は着用しなくてもよい)。

(ウ) 移行期間

制服の移行期間は設けない。気候や体調に合った服装を選択すること。

【 防寒着 】

(ア) ベスト・セーター・トレーナー類

- ・フード付きのトレーナーは不可とする。
- ・制服の下や、袖からはみ出るような、サイズの大きなものは着用しない。

(イ) カーディガン

- ・無地の黒・紺・グレーのものとする。
- ・前のボタンは留め、左胸に名札をつけること。
- ・袖から手が出ない等、丈の長すぎるものは着用しない。

(ウ) ウィンドブレーカー・コート等

- ・校内では着用しない。
- ・制服の下には着用しない。

(エ) マフラー(ネックウォーマーも含む)・ニット帽

- ・登下校の妨げにならないものとする。

(オ) その他

- ・防寒具は登下校の際に着用してもよいが、学習時は特に指示のない限り着用しないこと。
- ・校内では、防寒着（カーディガンをのぞく）は着用しない。
- ・タイツを着用してもよい。
- ・体温調節のためにひざ掛けを使用してもよい。
- ・使い捨てカイロは必ず家に持ち帰り、学校のごみ箱に捨てない。
- ・安全面、衛生面の観点から、指示がある場合については担当教員の指示に従うこと。

3 頭髪規定

次の点に留意し学校生活に適した髪型とすること。

①髪型は基本的に自由とする。

- ・自他の学習の妨げにならないようにする。
- ・体育・実習・実験・給食など安全・衛生面に支障があるときは結ぶこととする。

②髪を加工する行為（パーマ・染色など）は原則として禁止する。